

(様式 1 - 3)

矢吹町定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 25 年 9 月時点

本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	5	事業名	子ども屋内運動場等駐車場整備事業	事業番号	B-1-1
交付団体	矢吹町		事業実施主体	矢吹町	
総交付対象事業費	3,388 (千円)		全体事業費	3,388 (千円)	
事業概要					
<p>事業の概要</p> <p>子ども屋内運動場等整備事業にあわせて、駐車場 (バスの乗降スペース含む) 及び駐輪場を整備する。 全体整備面積 345 m²</p> <ul style="list-style-type: none">・ 駐車場: 最大駐車台数 5 台、駐車場舗装スペース 282 m²、1 台あたり 7.5 m² (2.5m × 5.0m)・ 駐輪場: 最大駐輪台数 20 台、駐輪場舗装スペース 63 m²、1 台あたり 1.5 m² (0.75m × 2m) <p>定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性 (制度要綱第 5 の 4 の一)</p> <p>まちづくり計画等の該当箇所を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 第 5 次矢吹町まちづくり総合計画 <p>「安心して子どもを育てることができる環境づくり」を策定し、健全な子どもの育成を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 矢吹町復興計画 <p>「未来を担う子どもたちの育成」を策定し、安心して子どもを育む環境の整備を推進している。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 矢吹町除染実施計画 <p>除染実施計画による除染を実施し、子どもたちが元気に運動できる環境整備に努めている。</p>					
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係					
<p>原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障 (制度要綱第 5 の 1)</p> <p>(別紙 1) 参照</p> <p>【子どもの運動機会の確保のための事業】</p> <p>事業実施の必要性 (制度要綱第 5 の 1)</p> <p>基幹事業にて整備した屋内運動場等の施設に駐車場及び駐輪場を整備し、来場者の利用促進を図る。来場の際には大半が車でくることが想定され、特に小さい子どもは保護者等の送迎が必要となる。また、各スポーツ団体の保護者や先生等による送迎を含め、町内郊外部及び町外からの来場者についても相当数見込まれるため駐車場の整備が必要となる。</p> <p>駐輪場については、小学生以上の子どもたちが自転車を利用しての来場が見込まれるため、駐輪のスペースを確保し来場の促進を図る。</p> <p>震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと (制度要綱第 5 の 4 の二)</p> <p>子どもたちの運動能力は低下の傾向にあり、各小学校にて実施している「新体力テスト」の結果は、震災前と比較し合計点平均で 19 点の減、特に低学年 (1・2 年生) の低下が顕著となっている。</p> <p>(別紙 1) 参照</p> <p>地方公共団体における既存の運動施設が不足していること (制度要綱第 5 の 4 の二)</p> <p>公園等の施設については既に除染を終了しているが、震災直後に公園等の広場がガレキの一時仮置場に</p>					

なった経緯等から、公園での運動を控えている状況にある。また矢吹町には屋内型の運動場が不足しており、特に幼児等の小さい子どもたちは運動場所が限定されている。近隣市町村においても同様の屋内運動場は無いため、町内だけではなく周辺地域全体の運動環境の整備・確保が求められている。

施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（制度要綱第5の4の二）

駐車場の最大駐車台数は5台を有し、保育園や幼稚園での利用についてはバスを利用して来場することから、乗降のスペースを確保する必要があるとともに、一般の来場者についても、特に小さい子どもは車での送迎が必要になる。駐輪場については最大20台のスペースを整備し、小学生以上の子どもたちは自転車を利用しての来場も見込まれるため、駐輪場を確保し来場者が安心して利用できる環境を整備する必要がある。

一日50名程度の使用見込数からも本件規模の駐車場及び駐輪場は必要であり、車と自転車を利用する来場者の利用促進を図る。

< 利用想定及び費用対効果 >

一日の利用想定見込台数

駐車場：10台（累計見込数：月間300台、年間3,600台）

（利用想定内訳：幼稚園・保育園バス1台、スポーツ団体保護者等5台、一般来場保護者5台）

駐輪場：20台（累計見込数：月間600台、年間7,200台）

（利用想定内訳：小学生高学年以上の生徒及び中学生）

駐車場については、平日午前の幼稚園・保育園への貸出時のバス送迎及び各保護者の送迎により約5台程度の使用を見込む。平日の午後については各クラブでの使用等により5台を見込む。休日については一般開放となるため、一般来場の子どもたちの増加に伴う送迎の車両の増により約10台を見込む。

駐輪場については、小学生高学年以上子どもたちの自転車の利用を想定しており、平日の学校終了後や休日については終日来場が見込まれるため一日累計20台程度を見込む。

車での来場者は幼稚園・保育園等でのバスの送迎や各スポーツ団体の保護者、また町外や郊外部からの来場者の利用が見込まれ、自転車での来場者は小学生の高学年以上の生徒が見込まれることから、一日50名の利用見込数からも必要な整備台数であり、来場の利便性向上による効率的な利用促進を図る。

地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（制度要綱第5の4の二）

周辺地域（泉崎村・中島村・鏡石町）においても同様施設は存在しないため、町の郊外地区（中畑・三神地区）や町外からも多くの来場が見込まれる。来場の際は車で来ることが予想されるため、駐車場を整備し来場しやすい環境を整備する。

整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第5の4の二）

広報・HP等を利用し、駐車場及び駐輪場を完備していることのPRを実施する。

効果の検証方法

来場者へのアンケートを実施し、駐車場及び駐輪場の利用状況や意見要望を聞き取り改善項目の検証をする。

効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	B-1-1

事業名	子ども屋内運動場等駐車場整備事業
交付団体	矢吹町
基幹事業との関連性	
<p>子ども屋内運動場等整備事業に合わせて来場者用の駐車場及び駐輪場を整備し利用促進を図る。 来場の際には町内・町外を問わず車を利用することが予想されるため、駐車場のスペースを確保し、安心して来場してもらえる環境を整備する。</p>	